

№ 1903001

2019年3月5日

一般社団法人日本卸電力取引所

## 2019年度スポット取引・時間前取引・非化石価値取引 売買手数料決定のお知らせ

取引規程細則第4条第1項、同条第3項、および非化石価値取引規程第20条第2項に定める 2019年度のスポット取引売買手数料、時間前取引売買手数料、および 2019年度の非化石価値証書の売買手数料は下記のとおりとします。

### 記

スポット取引売買手数料	0.03円/kWh(税抜) または 100万円/月(税抜)の定額制 ~下記①参照~
時間前取引売買手数料	0.10円/kWh(税抜)
非化石価値取引売買手数料	0.01円/kWh(税抜)

#### ① スポット取引売買手数料

2019年度のスポット取引の売買手数料は、

- 約定量1kWhあたり0.03円(税抜き)の約定量従量制
- または、月間100万円(税抜き)の定額制

を取引会員が選択するものとします(初期設定は約定量従量制)。なお、定額制の選択は、定額制とする月の前月月末取引所営業日(平日)までに本所に届け出るものとします(様式042)。

定額制を選択した後は、その年度内において約定量従量制に変更することは出来ないものとします。

定額制を選択した取引会員の手数料徴収は、清算システムを通じて徴収します。清算日は毎月1日、決済日は清算日の2金融機関営業日後の日とします。

以上

《本件に対するお問合せ先》

事務局 国松 電話 :03-5765-5477

e-Mail :kunimatsur@jepx.org